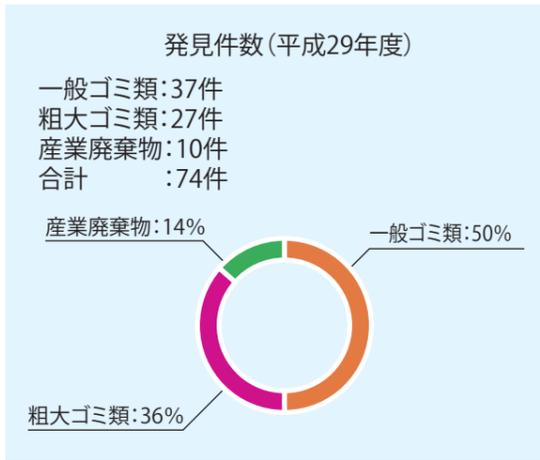


平成30年 川内川ゴミマップ(下流域①:薩摩川内市)



発見後処分したゴミの内訳

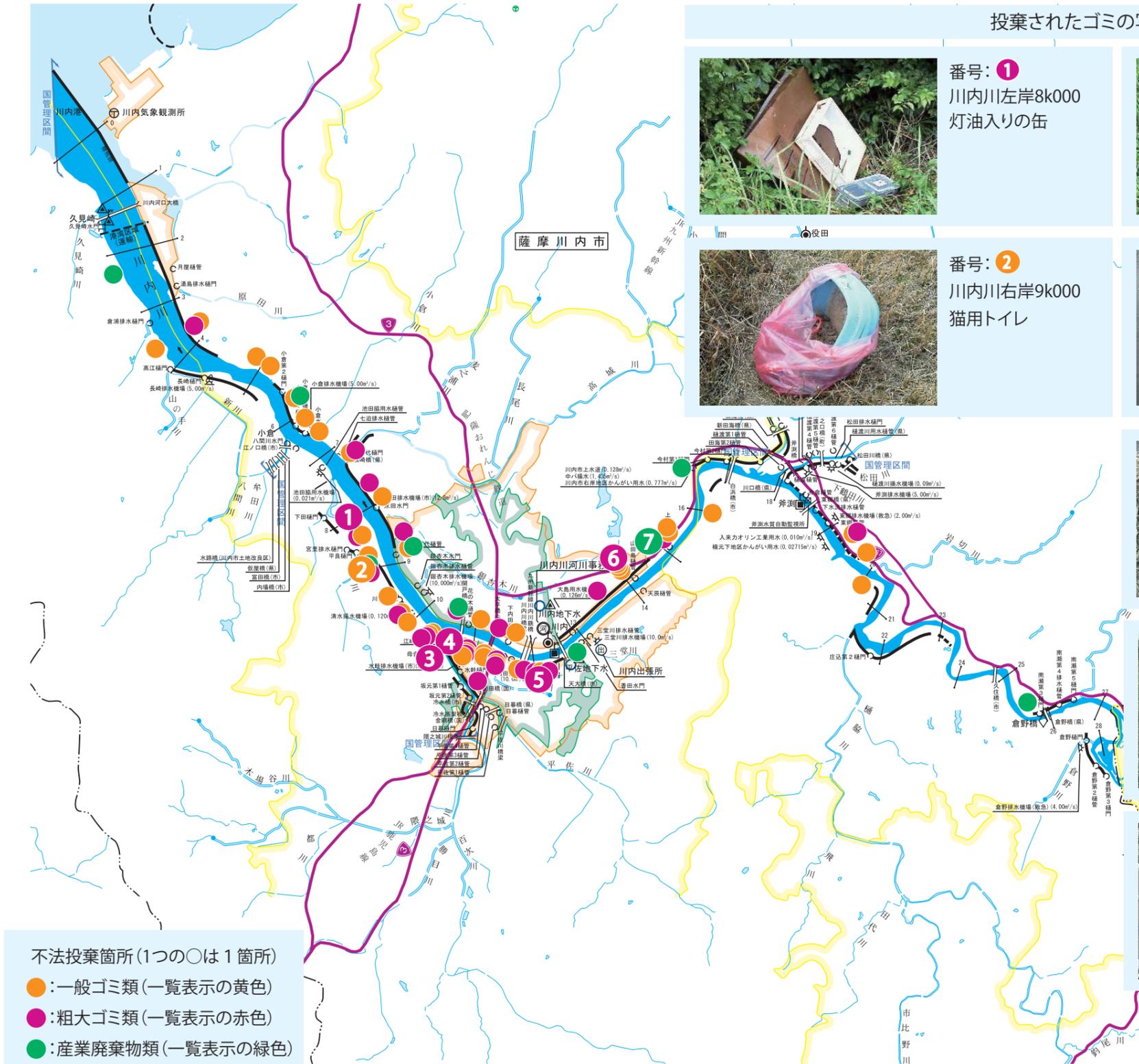
一般ゴミ類	
一般ゴミ(燃やせるゴミ)	11.4袋
一般ゴミ(燃やせないゴミ)	1.1袋
ペットボトル	3.7袋
空缶・ビン類	1.5袋
粗大ゴミ類	
粗大ゴミ	11個
家電リサイクル法対象物	1台
家電製品	3台
産業廃棄物類	
建設廃材(土木・建築)	9.0m ²
農業廃棄物	0.5m ²
工業廃棄物	2個・台
その他	
その他	3個

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろいろなところにゴミが捨てられています。

川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。

・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



投棄されたゴミの写真(一部)

<p>番号: ① 川内川左岸8k000 灯油入りの缶</p>	<p>番号: ③ 隈之城川左岸0k000 自転車</p>
<p>番号: ② 川内川右岸9k000 猫用トイレ</p>	<p>番号: ④ 川内川左岸10k800 ファンヒーター</p>
<p>番号: ⑤ 川内川左岸12k000 木製の火鉢</p>	<p>番号: ⑥ 川内川右岸14k000 こたつ・布団</p>
<p>番号: ⑦ 川内川右岸15k000 建設廃材</p>	

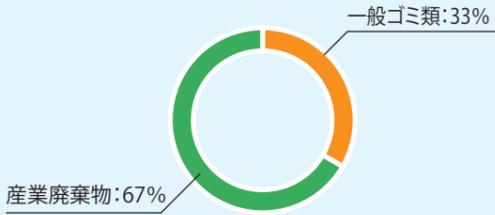
川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、若しくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金(第25条)

平成30年 川内川ゴミマップ(下流域②:さつま町)

発見件数(平成29年度)

一般ゴミ類:1件
粗大ゴミ類:0件
産業廃棄物:2件
合計:3件



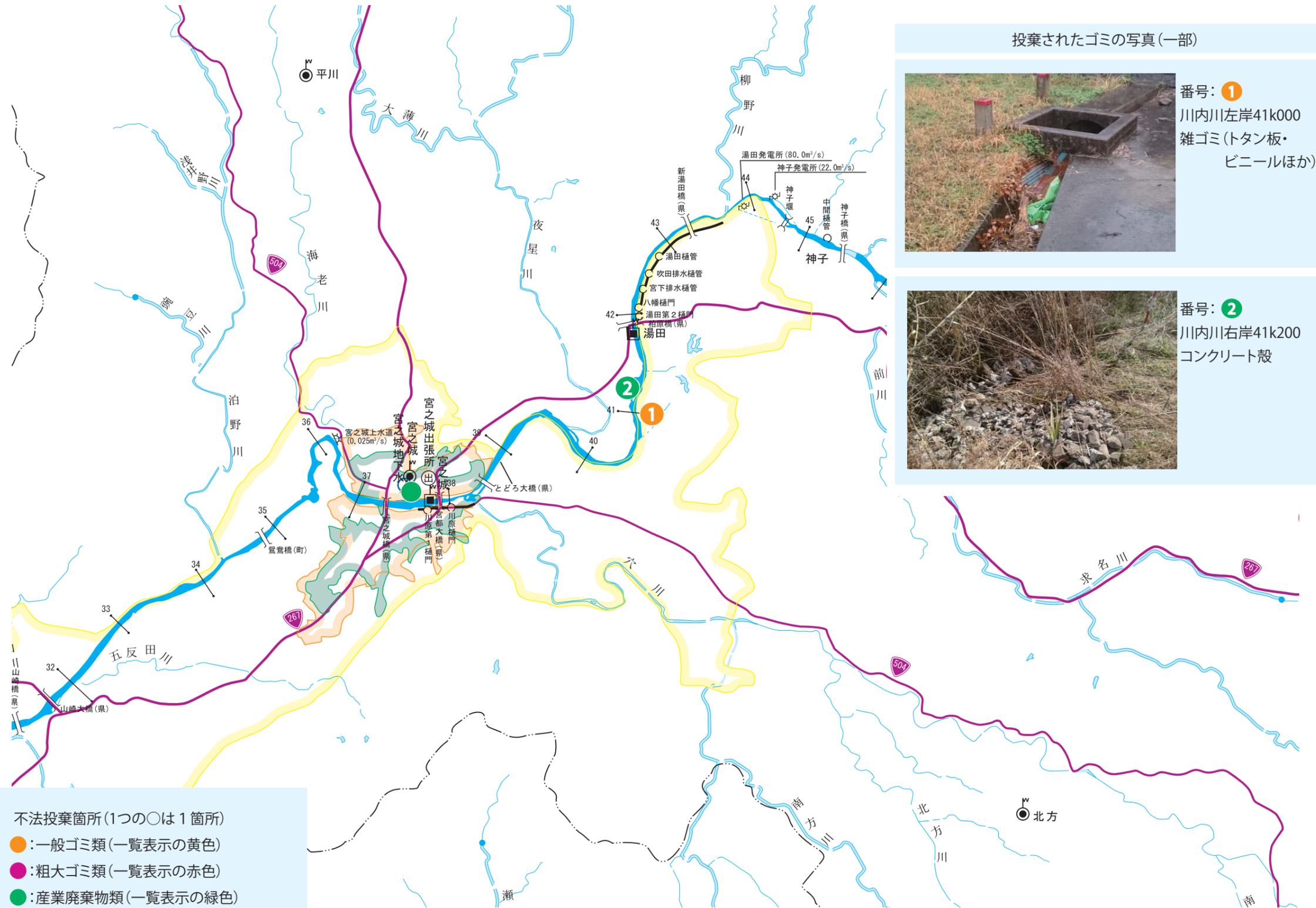
発見後処分したゴミの内訳

一般ゴミ類
一般ゴミ(燃やせるゴミ) 1.3袋
一般ゴミ(燃やせないゴミ) 0.2袋
空缶・ビン類 0.1袋

産業廃棄物類
建設廃材(土木・建築) 0.1㎡

ふるさとのかわ「川内川」を大切に!

・私たちのふるさとのかわ「川内川」にはいろいろなところにゴミが捨てられています。
川内川河川事務所では、定期的に河川巡視を行い、ゴミ実態を把握するとともに、河川美化への取り組みを行っています。
・このゴミマップは、川内川河川事務所が行っている河川巡視記録をもとに、ゴミ不法投棄状況を表したマップです。



不法投棄箇所(1つの○は1箇所)
 ●:一般ゴミ類(一覧表示の黄色)
 ●:粗大ゴミ類(一覧表示の赤色)
 ●:産業廃棄物類(一覧表示の緑色)

投棄されたゴミの写真(一部)



番号: ①
川内川左岸41k000
雑ゴミ(トタン板・ビニールほか)



番号: ②
川内川右岸41k200
コンクリート殻